

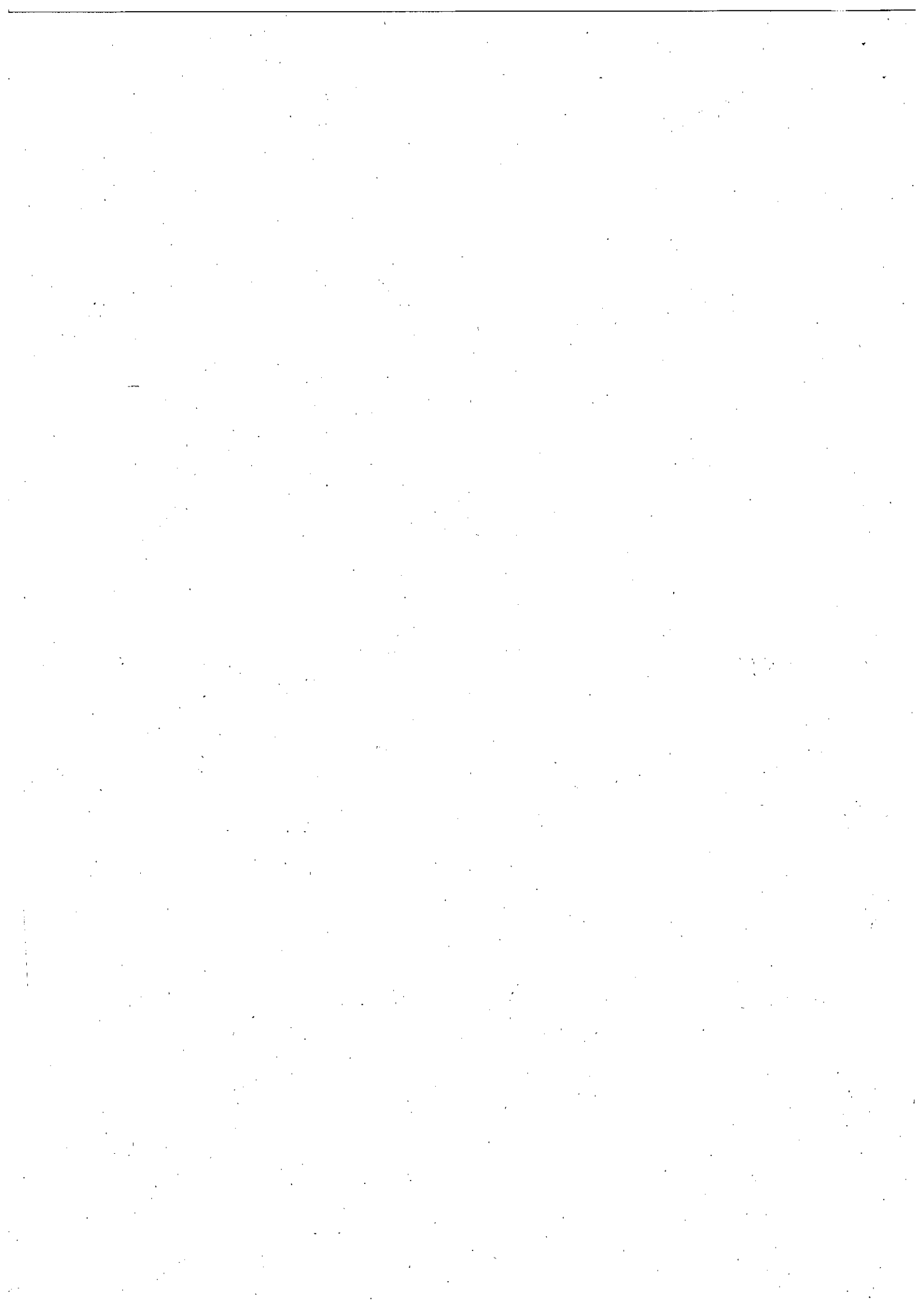
令和3年9月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1 市有地の処分について……………	1～6
2 市・県民税申告会場の見直しについて……………	7～10
3 宿泊税導入に向けた取組みの進捗状況について……………	11～14
4 長崎市債権管理条例の制定及び未収債権の権利の 放棄について……………	15～18

理 財 部

令和3年9月



1 市有地の処分について

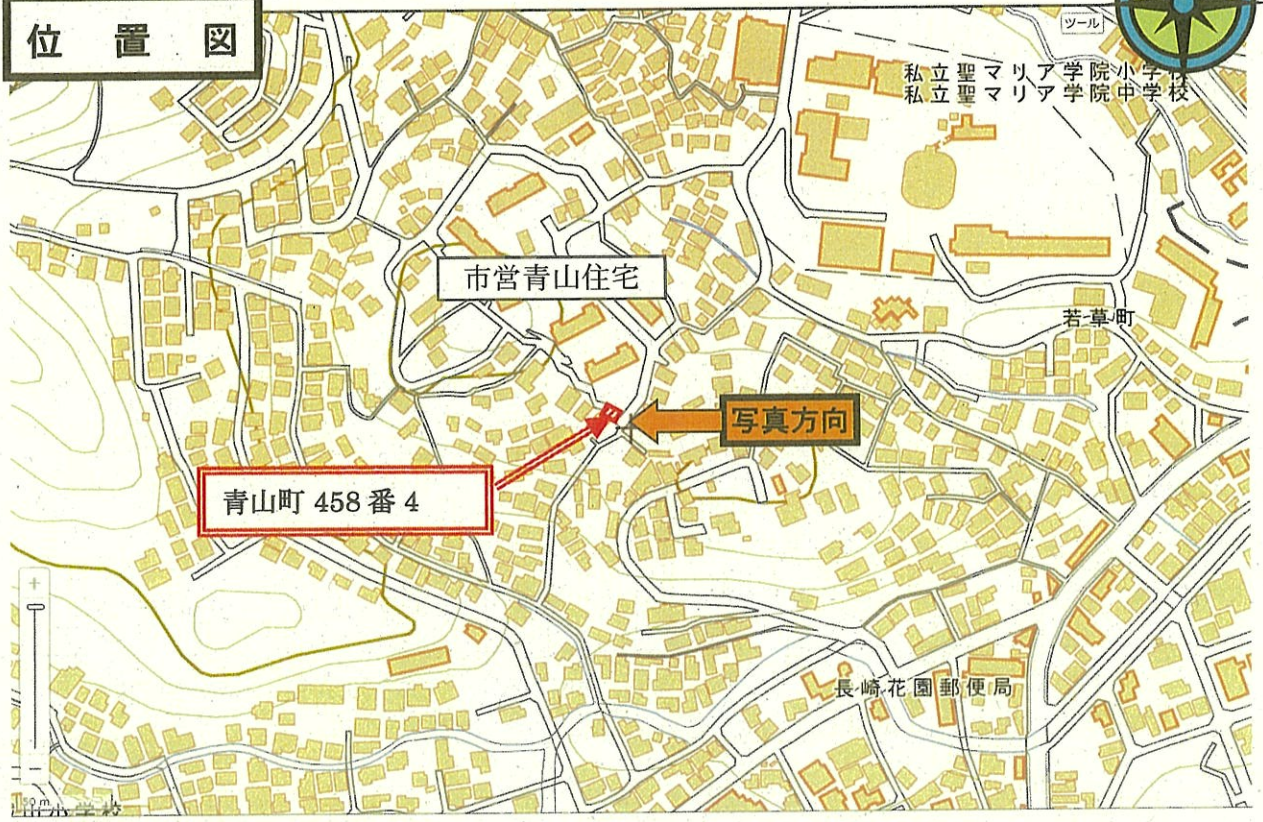
市有地売払いの結果報告

物件	所在地	地目	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	長崎市青山町458番4	宅地	6.09 m ²	58,000 円	200,000 円	随意契約	個人
2	長崎市西出津町字長迫3229番2	原野	88.08 m ²	201,000 円	220,200 円	随意契約	個人
3	長崎市大手1丁目221番2ほか1筆	宅地	27.91 m ²	349,000 円	350,000 円	随意契約	個人
4	長崎市深堀町4丁目1番2	宅地	28.37 m ²	238,000 円	300,000 円	随意契約	法人
5	長崎市東町2451番4	雑種地	16.85 m ²	178,000 円	185,000 円	随意契約	個人
合 計			167.30 m ²	1,024,000 円	1,255,200 円		

※「地目」は登記簿の地目を記載。

物件 1

位置図



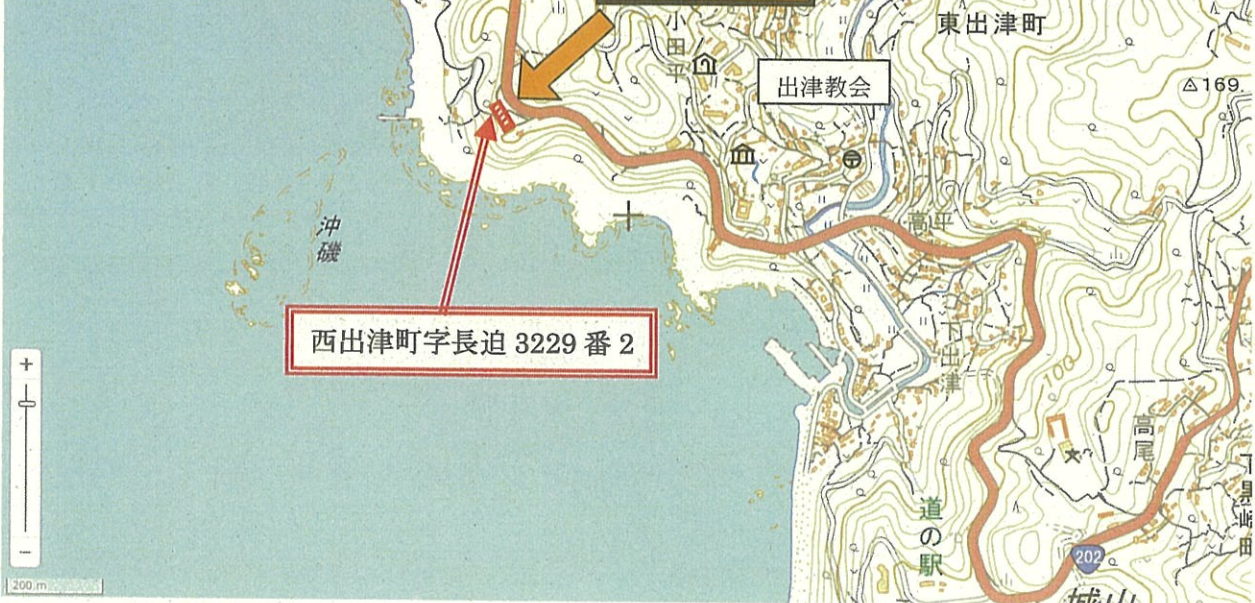
現況写真



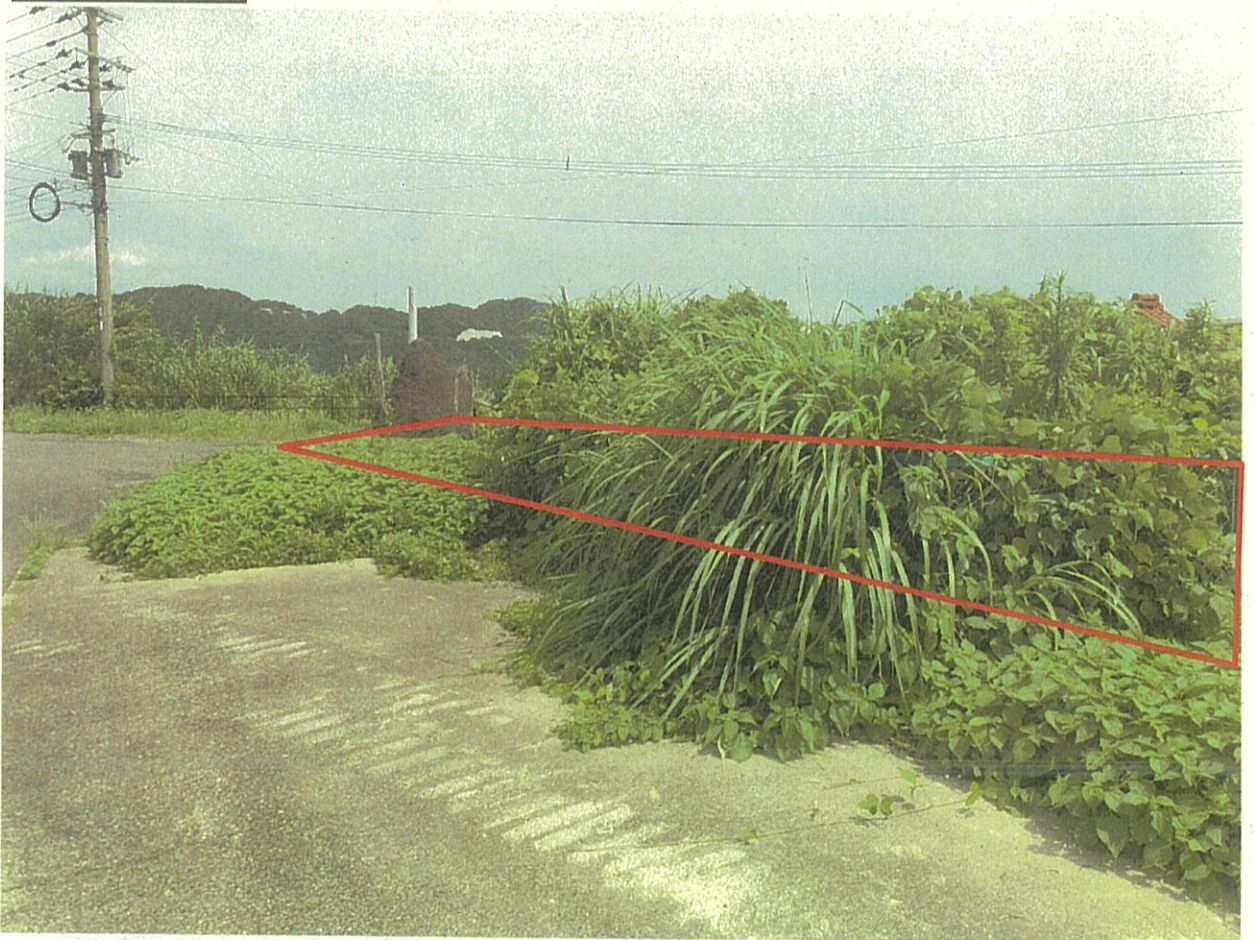
物件 2

位置図

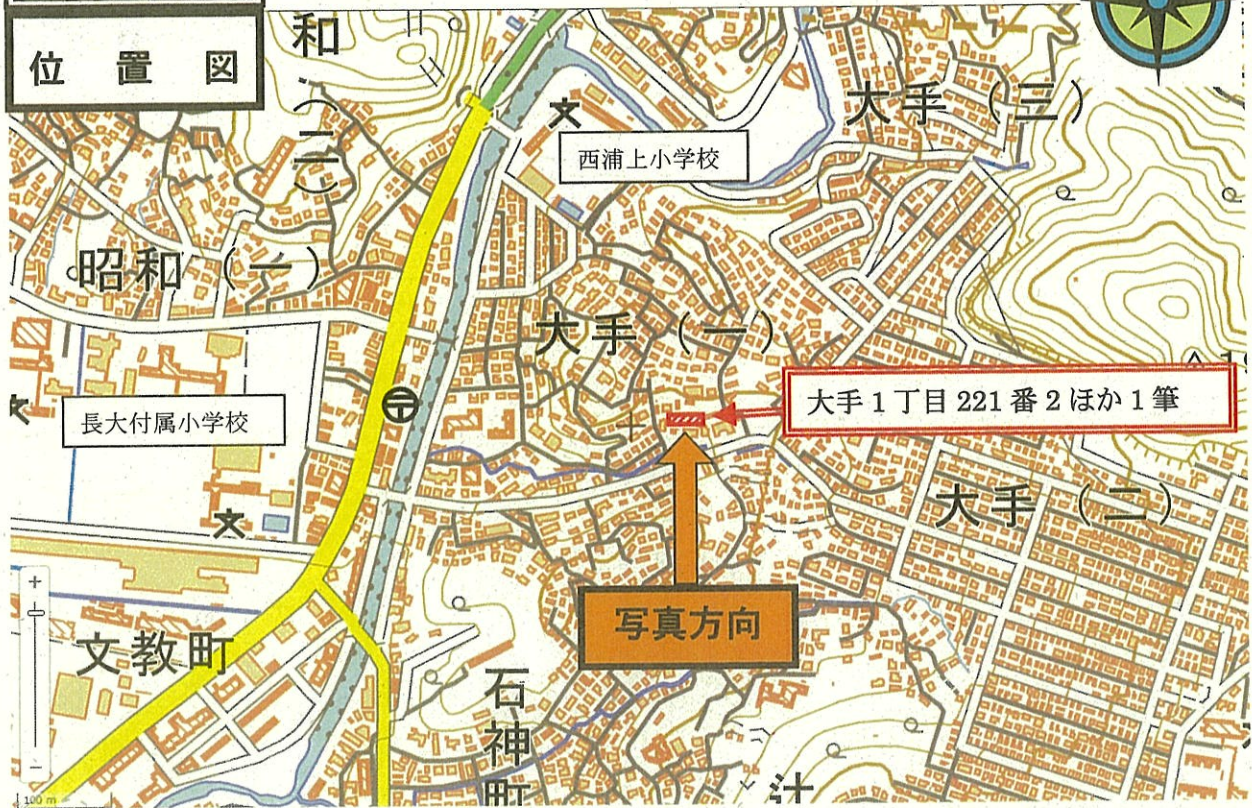
オラビ瀬



現況写真



物件 3
位置 図



現況写真



物件 4

位置図

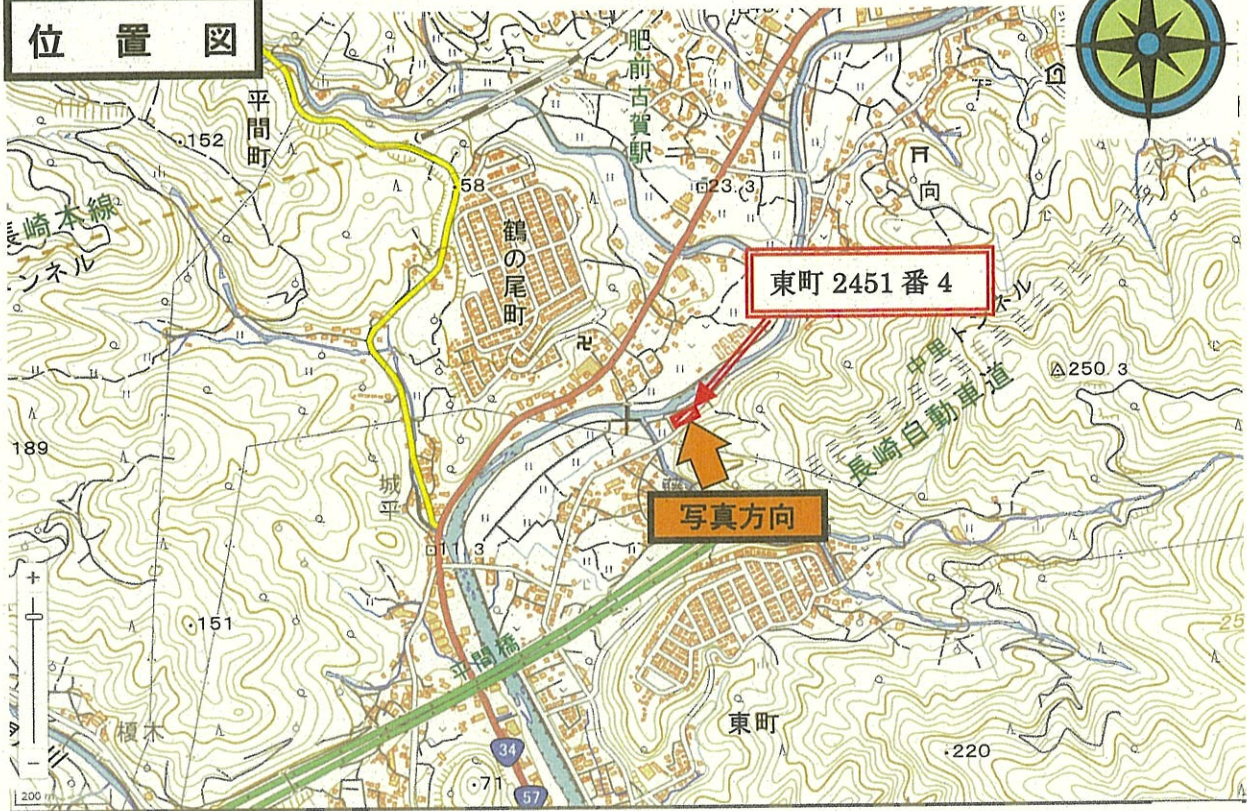
三菱重工業長崎研究所



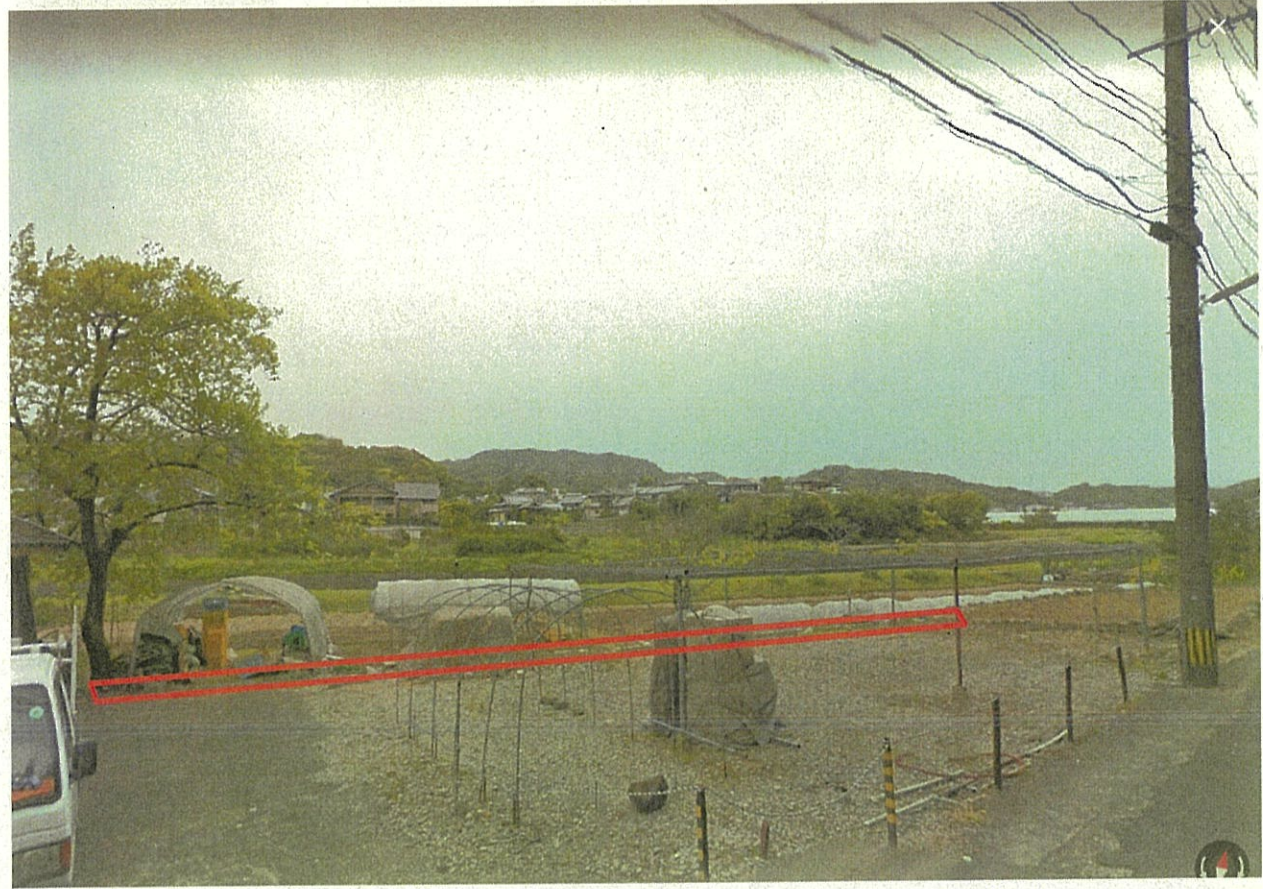
現況写真



物件 5
位置 図



現況 写真



2 市・県民税申告会場の見直しについて

(1) 目的

現在、市内 41 ヶ所で実施している市・県民税申告会場について、人口減少や高齢化等に伴って申告者数が減少傾向にあって、郵送による申告も増加傾向にあることから、各地域センターを拠点とした申告会場の集約を図り、効率的な受付体制に見直す。

(2) これまでの経過

ア 平成 29 年 10 月の行政サテライト機能再編成に伴い、旧行政センターが行っていた市・県民税の申告受付業務については市民税課に集約することとなったが、再編成後も、41 ヶ所の申告会場はそのまま維持し、旧行政センター管内も含めて市民税課職員が行うこととなり、これまで 4 回の申告受付を行ってきた。

イ その間も人口減少や高齢化により申告件数は減少傾向にあって、申告者数が極端に少ない会場もある一方で、コロナ禍を契機に郵送申告を推進した結果、郵送申告の割合は約 6 割となり、問題なく申告受付ができています。

ウ 再編成後においても、受付日数の調整や受付体制の見直しを実施してきたが、多くの申告会場に市民税課職員等が移動することは時間的ロスが大きく、また帰庁後に申告に伴う審査を時間外に行うため長期的な時間外勤務が発生している。

(3) 見直し内容

令和 4 年 2 月受付開始分から、各地域センター管内に 1 ヶ所と池島（離島）の計 21 ヶ所に申告会場を集約する。

【会場一覧】

総合事務所	地域センター	現在の受付会場 (41 ヶ所)	見直し後 [R4.2~] (21 ヶ所)	
中央	① 中央地域センター	南公民館	→	
		西公民館	→	
		NBC別館		
				NBC別館 (R5.2~市役所新市庁舎)
	② 小ヶ倉地域センター	小ヶ倉地区ふれあいセンター		小ヶ倉地区ふれあいセンター
	③ 小柵地域センター	小柵会館		小柵会館
	④ 西浦上地域センター	チトセピアホール		チトセピアホール
		緑が丘地区ふれあいセンター	→	
	⑤ 滑石地域センター	滑石地区ふれあいセンター		滑石地区ふれあいセンター
	⑥ 福田地域センター	手熊地区ふれあいセンター	→	福田地区公民館
福田地区公民館				
⑦ 茂木地域センター	田手原公民館	→	茂木地区公民館	
	長崎西彼農業協同組合日吉営業所	→		
	大崎公民館	→		
	茂木地区ふれあいセンター			
⑧ 式見地域センター	式見地区ふれあいセンター		式見地区ふれあいセンター	

総合事務所	地域センター	現在の受付会場 (41ヶ所)	見直し後〔R4.2～〕 (21ヶ所)	
東	⑨ 日見地域センター	日見地区ふれあいセンター	日見地区公民館	
	⑩ 東長崎地域センター	戸石地区公民館	→	
		古賀地区市民センター	→	
		東公民館		
南	⑪ 土井首地域センター	南部市民センター	南部市民センター	
	⑫ 深堀地域センター	深堀地区ふれあいセンター	深堀地区ふれあいセンター	
	⑬ 香焼地域センター	香焼地域センター	香焼地域センター	
	⑭ 伊王島地域センター	伊王島開発総合センター	伊王島開発総合センター	
	⑮ 高島地域センター	高島地域センター	高島地域センター	
	⑯ 野母崎地域センター	黒浜公民館	→	
		木場公民館	→	
		高浜地区公民館	→	
		野母崎樺島地区ふれあいセンター	→	
		脇岬地区公民館	→	
	野母崎地域センター			
⑰ 三和地域センター	三和地域センター	三和地域センター		
北	⑱ 三重地域センター	三重地区公民館	→	
		西樫山公民館	→	
		三重地区市民センター		
			三重地区市民センター	
	⑲ 外海地域センター	池島開発総合センター		
		池島開発総合センター		
		黒崎地区公民館	→	
			出津地区ふれあいセンター	→
		ふるさと交流センター		
⑳ 琴海地域センター	琴海北部研修センター	→		
	琴海文化センター	→		
	琴海南部文化センター			
		琴海南部文化センター		

(4) 見直し後の対応

- ア 郵送申告を推進し、何をどこにどのように書いたらよいか自然に書き進めるようなわかりやすい申告書の書き方、返信用封筒(料金受取人払い)を申告書に同封し、また所得等が自動計算できる申告書を市ホームページへ掲載。
- イ 会場別に町又は番地毎の受付可能日を設定し、また申告期間を一部延長することにより来場者を分散化。

(5) 周知方法

- ア 地域センターと連携し、会場廃止の対象地区の自治会等へ事前説明。
- イ 地域センター掲示や自治会回覧の依頼、「広報ながさき」及びホームページ等へ掲載。
- ウ 廃止する会場に案内板等を設置。
- エ 来年1月下旬に送付する市県民税申告書に同封する日程表にてお知らせ。

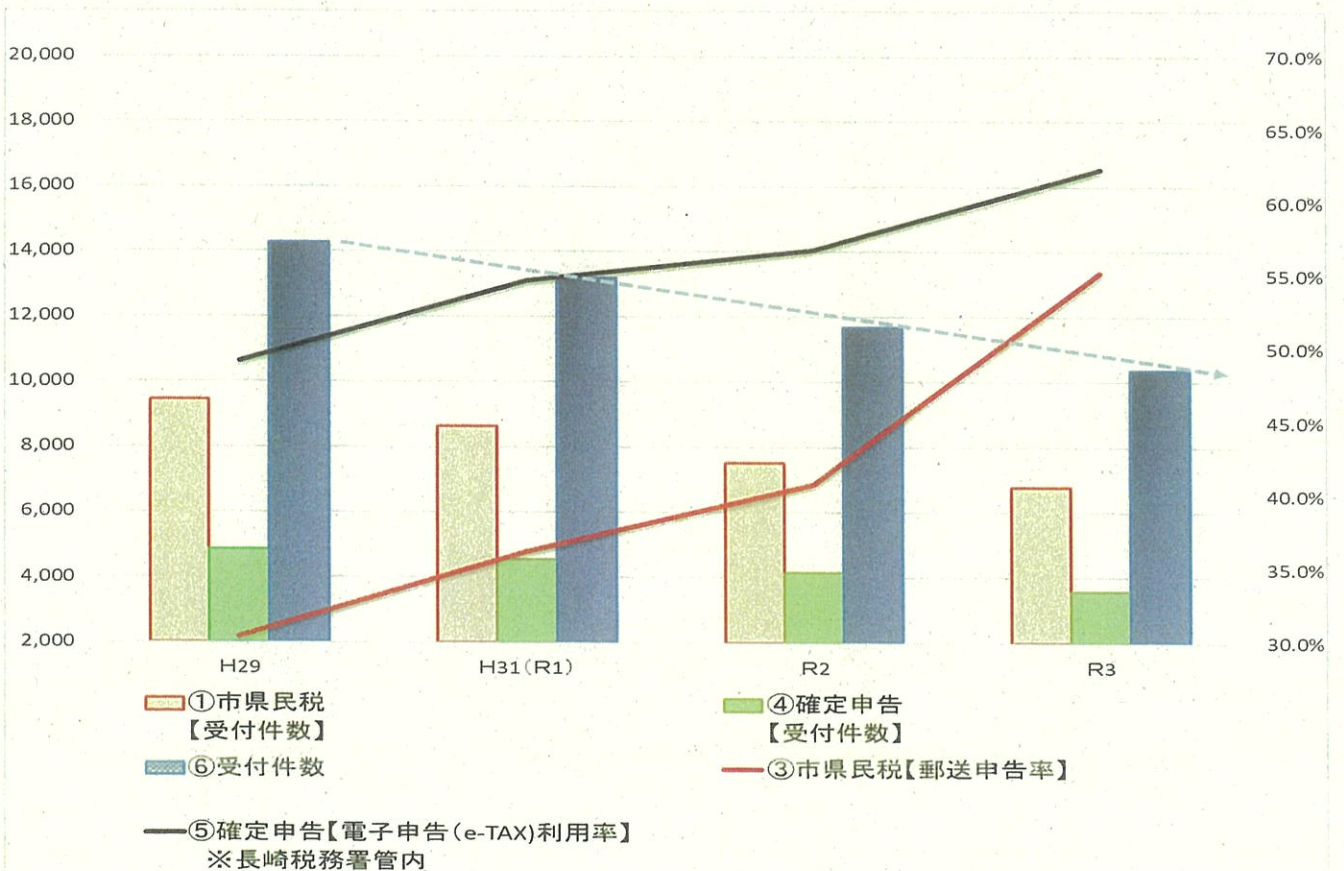
【参考】

1 申告件数の推移

【資料1】

		H29		H31(R1)		R2		R3		
			前年度比		H29年度比		前年度比		前年度比	H29年度比
1. 市県民税申告 (~3/31)	①受付件数	9,432	-	8,632	▲8.5%	7,518	▲12.9%	6,786	▲9.7%	▲28.1%
	②うち、郵送件数	2,867	-	3,121	8.9%	3,069	▲1.7%	3,746	22.1%	30.7%
	③郵送申告率	30.4%	-	36.2%	+5.8	40.8%	+4.6	55.2%	+14.4	+24.8
2. 確定申告 (~3/15)【国税】	④受付件数	4,851	-	4,545	▲6.3%	4,163	▲8.4%	3,578	▲14.1%	▲26.2%
	⑤電子申告(e-TAX)利用率 ※長崎税務署管内	49.2%	-	54.7%	+5.5	56.8%	+2.1	62.3%	+5.5	+13.1
計	⑥受付件数	14,283	-	13,177	▲7.5%	11,681	▲11.4%	10,364	▲11.6%	▲27.4%

※R2及びR3年度は新型コロナの影響により申告期限の延長あり



2 会場別申告件数の推移

※ R3年度は新型コロナの影響により8会場が受付中止(2/1~2/5)【斜線】
また、三和地域センターは13日⇒8日に短縮(5日間中止)

■ 廃止する会場

総合事務所	地域センター	受付会場(2/1~3/15)	年度																一日の受付件数(R3) ※R3中止の会場R2
			H29 (行政サテライト再編前)				H31(R1)				R2				R3				
			市申	確申	合計	開設日数	市申	確申	合計	開設日数	市申	確申	合計	開設日数	市申	確申	合計	開設日数	
中央	① 中央地域センター	南公民館	49	23	72	1	44	21	65	1	35	18	53	1	15	21	36	1	36
		西公民館	100	70	170	2	72	76	148	1	58	71	129	1	56	78	134	1	134
		NBC別館	1,933	0	1,933	11	1,904	0	1,904	11	1,295	0	1,295	11	885	0	885	11	80
	② 小ヶ倉地域センター	小ヶ倉地区ふれあいセンター	67	60	127	1	67	56	123	1	74	49	123	1	/	/	/	/	123
	③ 小櫛地域センター	小櫛会館	38	42	80	1	23	42	65	1	23	63	86	1	21	59	80	1	80
	④ 西浦上地域センター	チトセピアホール	606	257	863	3	554	427	981	3	488	458	946	3	314	371	685	3	228
		緑が丘地区ふれあいセンター	80	36	116	1	74	50	124	1	67	48	115	1	40	45	85	1	85
	⑤ 滑石地域センター	滑石地区ふれあいセンター	354	307	661	3	326	396	722	3	303	424	727	3	215	322	537	3	179
	⑥ 福田地域センター	手熊地区ふれあいセンター	22	20	42	1	23	26	49	1	18	22	40	1	13	26	39	1	39
		福田地区公民館	64	70	134	1	56	70	126	1	51	83	134	1	25	70	95	1	95
⑦ 茂木地域センター	田手原公民館	12	6	18	1	11	5	16	1	15	1	16	1	/	/	/	/	16	
	長崎西彼農業協同組合日吉営業所	10	2	12	1	14	2	16	1	16	1	17	1	/	/	/	/	17	
	大崎公民館	8	0	8	1	8	0	8	1	4	0	4	1	/	/	/	/	4	
	茂木地区ふれあいセンター	101	61	162	2	105	66	171	1	105	66	171	1	/	/	0	0	171	
⑧ 式見地域センター	式見地区ふれあいセンター	51	64	115	1	56	58	114	1	66	57	123	1	45	57	102	1	102	
東	⑨ 日見地域センター	日見地区ふれあいセンター	104	92	196	2	70	67	137	1	63	68	131	1	57	66	123	1	123
	⑩ 東長崎地域センター	戸石地区公民館	44	16	60	1	40	14	54	1	37	31	68	1	/	/	/	/	68
		古賀地区市民センター	81	64	145	2	74	51	125	1	72	56	128	1	44	62	106	1	106
		東公民館	242	160	402	2	162	190	352	2	143	174	317	2	110	173	283	2	142
⑪ 土井首地域センター	南部市民センター	128	114	242	2	114	112	226	2	95	112	207	2	80	133	213	2	107	
⑫ 深堀地域センター	深堀地区ふれあいセンター	54	71	125	2	52	65	117	1	42	42	84	1	/	/	/	/	84	
⑬ 香焼地域センター	香焼地域センター	190	227	417	18	124	131	255	5	75	115	190	3	67	139	206	3	69	
⑭ 伊王島地域センター	伊王島開発総合センター	52	61	113	20	52	27	79	2	36	56	92	1	27	48	75	1	75	
⑮ 高島地域センター	高島地域センター	76	69	145	20	32	29	61	2	28	27	55	1	20	25	45	1	45	
南	⑯ 野母崎地域センター	黒浜公民館	5	6	11	1	5	10	15	1	5	25	30	1	8	14	22	1	22
		木場公民館	10	7	17	1	3	4	7	1	4	9	13	1	8	11	19	1	19
		高浜地区公民館	40	29	69	1	35	30	65	1	28	48	76	1	28	33	61	1	61
		野母崎榊島地区ふれあいセンター	27	18	45	1	17	14	31	1	12	29	41	1	6	24	30	1	30
		脇岬地区公民館	42	34	76	1	29	36	65	1	20	47	67	1	28	50	78	1	78
		野母崎地域センター	261	290	551	20	120	196	316	7	119	204	323	4	97	152	249	4	62
⑰ 三和地域センター	三和地域センター	482	1,060	1,542	20	458	1,082	1,540	23	303	708	1,011	16	197	603	800 ※	8	100	
北	⑱ 三重地域センター	三重地区公民館	34	39	73	1	36	60	96	1	28	52	80	1	/	/	/	/	80
		西椋山公民館	10	21	31	1	5	20	25	1	11	14	25	1	10	34	44	1	44
		三重地区市民センター	71	117	188	2	74	104	178	1	59	124	183	1	42	135	177	1	177
⑲ 外海地域センター	池島総合開発センター	3	15	18	1	6	10	16	1	11	11	22	1	7	14	21	1	21	
	黒崎地区公民館	46	49	95	3	38	55	93	2	33	46	79	1	25	51	76	1	76	
	出津地区ふれあいセンター	50	51	101	3	27	29	56	1	34	33	67	1	22	38	60	1	60	
	ふるさと交流センター	108	146	254	12	51	77	128	3	41	73	114	2	39	69	108	2	54	
⑳ 琴海地域センター	琴海北部研修センター	41	83	124	3	36	96	132	2	49	79	128	2	48	73	121	2	61	
	琴海文化センター	188	530	718	12	85	141	226	3	75	122	197	3	65	114	179	2	90	
	琴海南部文化センター	143	464	607	9	228	600	828	12	150	497	647	10	121	468	589	8	74	
全地区合計(41か所)			6,027	4,851	10,878	192	5,310	4,545	9,855	108	4,191	4,163	8,354	90	2,785	3,578	6,363	71	90

3 宿泊税導入に向けた取組みの進捗状況について

(1) 検討の経緯

宿泊税については、本市が「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップを図り、都市の魅力を高め、観光の振興に資する施策に要する費用に充てることができる持続可能な財源となり得ることから、導入に向けた検討を行ってきた。

これまでに、令和元年10月から令和2年9月にかけて、外部有識者等からなる長崎市宿泊税検討委員会において検討を行い、その結果、同委員会より、宿泊税の使途、課税要件、導入までの取組み、基金の設置について提言がなされ、「宿泊税を長崎市において導入することは適当である」旨が報告された。

また、それらの提言及び報告内容等を踏まえつつ、宿泊事業者とも意見交換を行いながら、一部意見を制度内容の案に反映させるなど、制度の詳細について検討を続けてきた。

ア 長崎市宿泊税検討委員会

(ア) 設置期間：令和元年10月1日～令和2年9月30日

(イ) 委員構成：6名（学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等）

(ウ) 審議内容：導入の妥当性、使途、課税要件（税率、免税点等）

(エ) 開催等実績

開催日	主な内容
令和元年10月15日	第1回（長崎市の情勢、観光の現況）
令和元年11月11日	第2回（他都市の状況、長崎市の観光戦略等）
令和2年2月20日	第3回（使途の検討）
令和2年8月4日	第4回（使途、基金、課税要件の検討）
令和2年8月31日	第5回（報告書素案の検討）
令和2年9月28日	報告書提出

※新型コロナウイルス感染症の影響により、第3回と第4回の間で約5カ月中断。

イ 宿泊事業者との意見交換

検討委員会終了後、令和2年11月11日に宿泊事業者との意見交換会を実施した。今後も新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めながら、導入の方針及び主な制度内容について、改めて説明会を開催したうえで、導入に向けた準備を進める予定である。

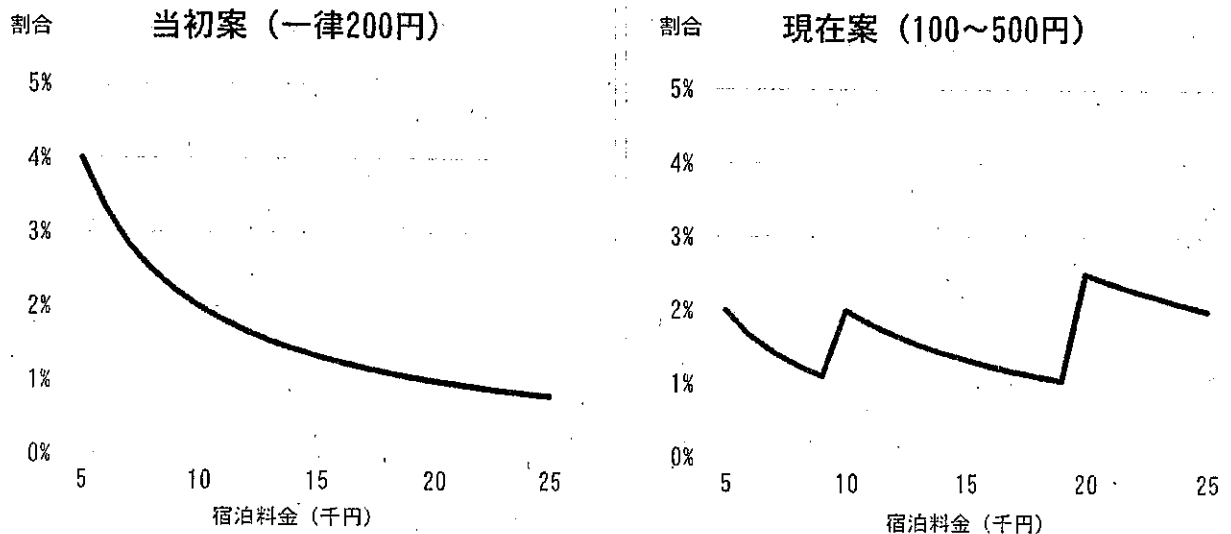
(2) 制度の内容

ア 課税要件等に係る主な検討内容

内容	検討委員会(案)	宿泊事業者の主な意見	現在(案)
1 税率(税額)及び免税点	1人1泊につき 200円(一律) ● <u>税込規模: 4.9億円</u>	・高額な施設と低額な施設への宿泊に対し同額の税額が課されることへの不公平感があるため、段階的な税率区分を設けるべき。 ・宿泊料金に対する宿泊者の負担率を考慮すべき。	税率の設定については、目的税として応益課税するとともに、応能課税の考え方も加味し、宿泊料金に応じ、段階的な税率設定とする。 - 1万円未満: 100円 - 1万円以上~2万円未満: 200円 - 2万円以上: 500円 ● <u>税込規模: 4.4億円</u> ※宿泊料金に対する税額の割合が概ね1.0~2.5%程度となるよう税率設定を行う。
2 課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生及び引率者については課税免除	概ね賛成	変更なし
3 特別徴収交付金	事業者の宿泊税導入に伴う事務負担への支援として交付金制度を設ける。 ・当初5年間: 納付額の3% ・6年目~: 納付額の2.5%	・交付金制度の創設については特段意見なし。 ・導入時の宿泊施設の管理会計システム等の改修負担及び改修期間への懸念の声あり。	先行都市と同様に、納期内納付額に応じた特別徴収交付金の制度を創設する。 ※制度の詳細、システム改修等への負担に対する対応については検討中。
4 基金の設置	緊急的な事業実施等の財源として、宿泊税の一部を活用した基金を設置	概ね賛成	変更なし ※使途の考え方、毎年度の積立基準、積立目標額、他の観光関連基金とのすみ分け等を整理したうえで設置する。

※税込規模については、試算の前提となる宿泊者数及び課税免除対象となる修学旅行生数はいずれも令和元年長崎市観光統計による。

【参考】宿泊料金に対する税額の割合のイメージ



イ 宿泊税の使途

宿泊税の使途となる観光振興施策については、検討委員会からの提言等も踏まえつつ、「訪問客への還元」という取り組み方針に基づいて、概ね次の5つの分類に沿って取り組むこととする。法定外目的税という性質上、充当にあたっては、当該方針のもと、その効果について市民、納税者となる宿泊者、関係事業者等に対し、明確な説明が可能であり、かつ理解が十分に得られる内容の事業に対して行う。

取り組み方針：「訪問客への還元」

分類	主な取り組み事例
①受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外訪問客のワンストップ案内受入 ・公衆無線 LAN 整備 (Wi-Fi 整備等)、ユニバーサルツーリズム推進 ・宿泊施設等の受入環境水準向上 (多言語化等) のための取り組み支援 など
②情報提供・誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外へのワンストップの観光・MICE に関する情報の提供 ・観光・MICE の誘致、MICE 開催に対する補助 など
③サービス向上・消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイトタイムエコノミーの推進、長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの造成支援 ・まち MICE (MICE の開催効果をまち全体に波及させる取組み) の推進 など
④資源磨き	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間景観の整備、歴史的建築物等の整備・改修 (ユニークベニューとして活用等) など
⑤緊急事態対応	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取組み ・「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取組み

(3) 導入時期

令和5年中の導入を目指し準備を進めるが、導入時期については、新型コロナウイルス感染症の収束状況や導入に係る準備期間等も考慮したうえで決定する。(施行期日は、最終的に総務大臣同意後に規則で定める予定。)

※条例案の議会への提案、総務省との協議、事業者への説明会の実施などにより、条例案を提案してから施行まで1年程度の期間が必要となる。

4 長崎市債権管理条例の制定及び未収債権の権利の放棄について

債権管理の適正化を図り、健全な財政運営を行うため、令和3年度中に長崎市債権管理条例の制定を行うとともに、債権を適切に管理するための体制を構築する。

また、条例施行に先立ち、現時点で不良債権化している非強制徴収公債権及び私債権の債権放棄を行うことを予定している。

(1) 長崎市債権管理条例の概要

ア 条例制定の目的

- (ア) 統一した手続・基準を確立し、適正かつ公正・公平な債権管理の環境を整備する。
- (イ) 債権放棄の規定を設けることで、回収可能な債権に注力できる体制を構築し、債権管理の適正化を図り、健全な財政運営を行う。
- (ウ) 生活困窮者を把握した際は、関係部署の情報共有など連携を強化し、生活困窮者自立支援法の趣旨に則った生活再建につながる取り組みを進める。

イ 施行予定日

令和4年4月1日

(2) 未収債権の権利の放棄について

現時点で長崎市が有する債権のうち、「事実上回収できる見込みがないと判断される債権」については、条例制定前に、現状の地方自治法上の手続きに則り、債権放棄を行うこととしたい。

また、条例においても、同内容での債権放棄の規定を盛り込む予定である。

【参考】令和3年度中に放棄予定の債権の見込件数及び見込金額

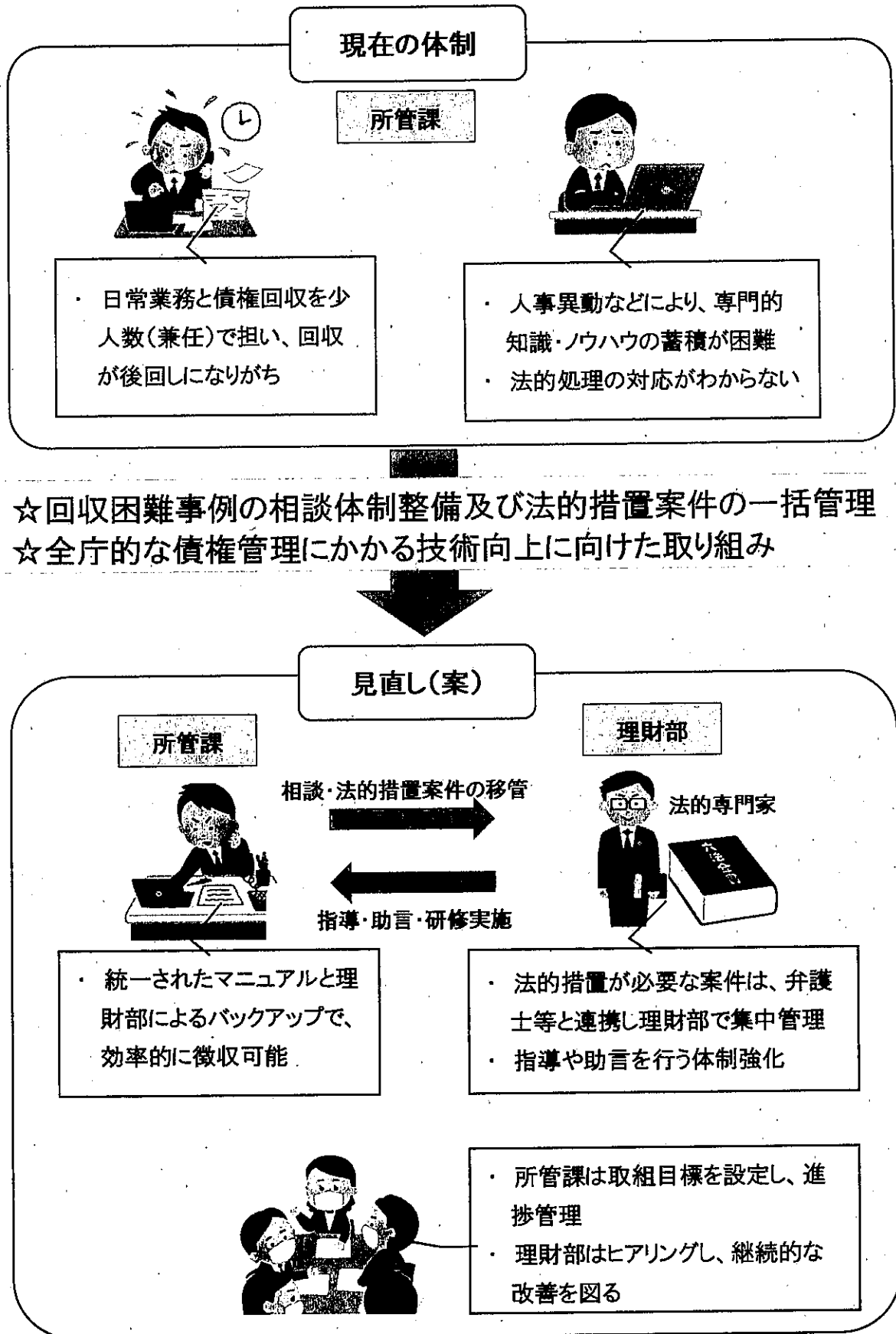
債権放棄予定の項目	見込件数	見込額
ア 私債権のうち、消滅時効に係る時効期間が経過したもの。	約 430 件	約 5,600 万円
イ 著しい生活困窮状態にあり、かつ今後の資力回復が困難なもの。		
ウ 強制執行等を行った後、無資力かつ今後の資力回復が見込めないもの。		
エ 所在不明や法人の事業休止等の状況が続いているもの。		
オ 破産事件が終結し、債務が免責されているもの。		
カ 死亡後相続人が不在であり、債権額が法的措置の費用に満たないもの。		
※令和3年7月30日調査		

(3) 今後のスケジュール

- ・ 10月 パブリックコメント
- ・ 11月議会 長崎市債権管理条例議案提出
非強制徴収公債権及び私債権の債権放棄議案提出
- ・ 令和4年4月1日 長崎市債権管理条例施行予定

(4) 条例施行後の組織体制について

令和4年4月1日の条例施行とあわせ、条例制定の目的を達成できるよう、理財部において債権管理を適切に行う体制構築の検討を行う。



【参考1】債権の区分体系と種類

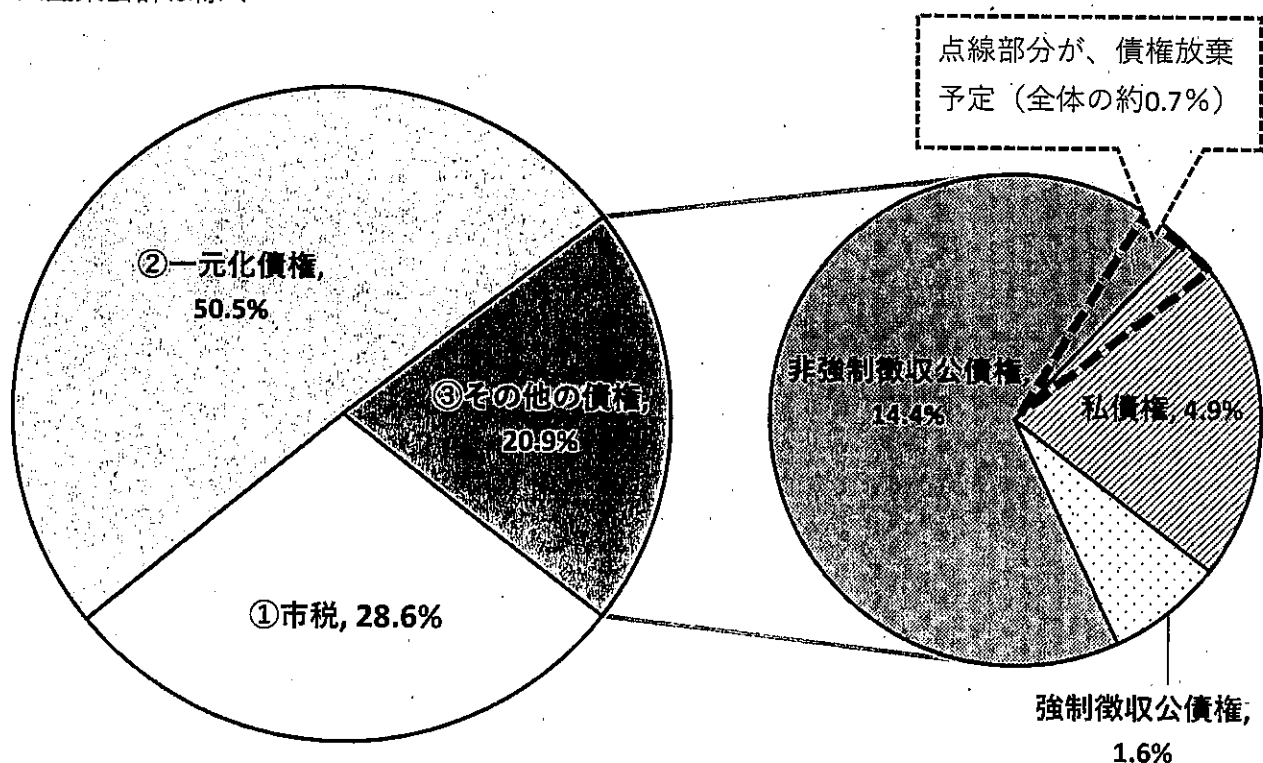
債権の分類	市の債権		
	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
債権発生	賦課や処分など公法上の原因		契約など私法上の原因
未収金の回収方法	自力執行による強制徴収が可能（裁判所手続不要）	強制徴収を行うには裁判所手続が必要	
時効期間	5年 又は個別法に定める期間	5年	5年 又は10年※1.
時効による債権の消滅	時効期間満了後消滅		<u>時効期間が満了しても債務者からの援用※2がなければ消滅しない。</u>
債務者の財産調査	地方税法に基づく調査権あり (金融機関等への調査可能)	調査権は無い (本人聞取りによる調査が主となる。)	
債権の例示	市民税、固定資産税、 国民健康保険税、 介護保険料等	行政財産使用料、 し尿処理手数料等	水道料金、学校給食費、 各種貸付金等

※1 令和2年3月31日以前に発生したものは旧民法の適用

※2 「時効の援用」：時効の完成により利益を受ける者(債務者)が、債権者に時効の完成を主張すること。

【参考2】未収債権の内訳（令和元年度決算）

※企業会計は除く



【参考3】債権管理条例制定の背景

背景

少子高齢化に伴う人口減少や地価の二極化など、市税の減収が懸念される中、安定した行財政運営を行うため、自主財源の確保が必要。

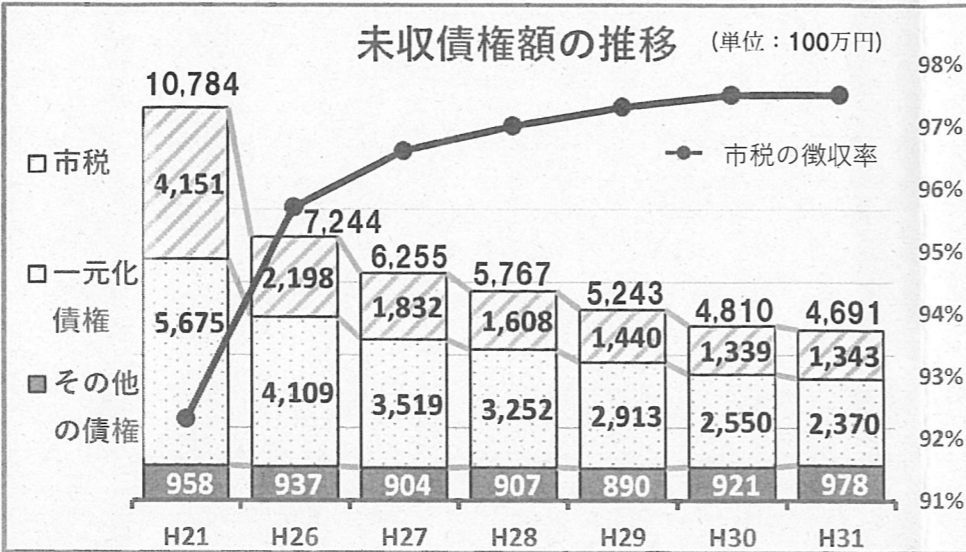
外的要因

- ・滞納者の高齢化が進み、滞納理由は生活困窮が目立つ。
- ・包括外部監査で債権管理条例の必要性について意見がなされる。
- ・債権管理条例は、中核市49市/60市中で制定済

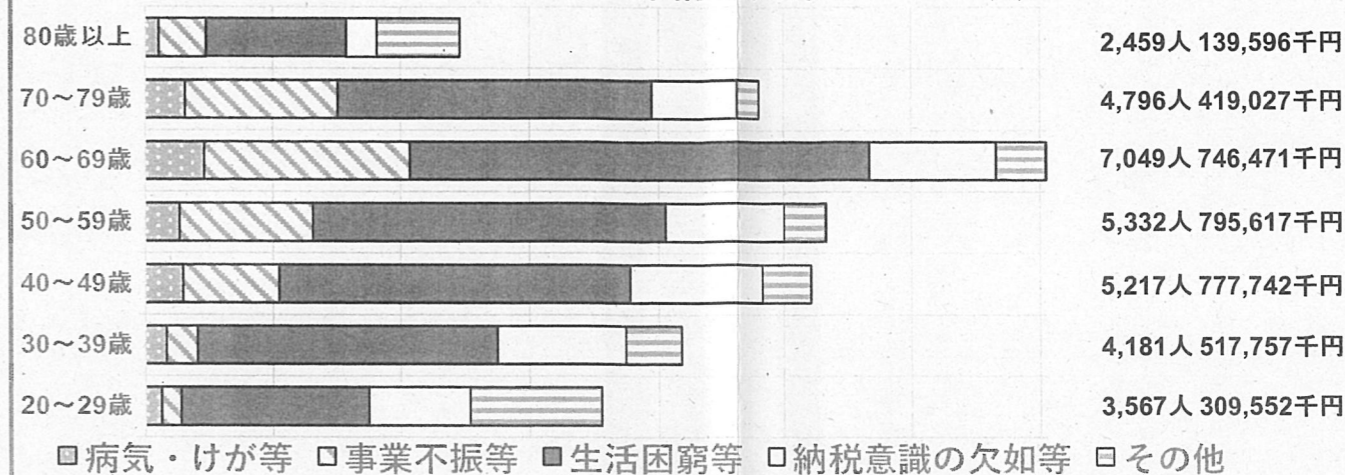
現状

市税等(理財部において一元化を行っている5債権)は今後も高い水準の徴収率維持が求められる。

未収債権額(理財部において一元化を行っている5債権以外の債権)が10年前と変わっていない。



徴収一元化5債権における滞納理由分布 (人)



課題

債権管理を行う際の責務や事務手続きを明確にした包括的な基準がなく、全庁統一的な債権管理が行われていない。

不良債権化した債権の処理に係る統一的な基準がないため適切な時期に債権放棄の判断ができず、長期的・継続的に管理することで事務の非効率化を招いている。

複雑な債権管理の知識習得には時間を要するが、各所管課では債権回収専任の人員配置が困難なため、専門知識及びノウハウが不足。

手段

債権管理条例の制定

条例に規定する事項の例示

- ・市長の責務(適正な債権管理、生活困窮者の生活再建支援)
- ・債権管理台帳の整備
- ・債権放棄
- ・債務者情報の内部における共有 など

債権管理条例により期待される効果

- 債権の種類によって異なる手続きを整理し、統一的な処理基準を定めることで、適正かつ公平・公正な債権管理の環境整備が図られる。
- 不良債権化した債権の整理が進む。
- 各債権所管課で債務者情報を共有することで、効率的かつ効果的な債権管理につながる。
- 生活困窮者の生活再建につながる。

効果的な債権管理体制の構築

体制の例示

納付困難なケースについて協議・相談ができるバックアップ体制

弁護士等と連携し、法的措置が必要な案件を一元化する仕組み

債権所管課と理財部の継続した連携体制構築(統一基準・進捗管理)

専門的知識を有する職員の育成

効果的な債権管理体制により期待される効果

- 各所管課では困難な法的措置を、専門的知識を有する理財部において一括で行うことができる。
- 理財部と債権所管課が継続的な連携体制をとることで、専門的知識を有する職員の育成につながる。
- 生活困窮者の情報を共有し、徴収停止や債権放棄とあわせ、関係機関との連携により生活再建支援へとつながる。

債権管理の適正化を図り健全な財政運営及び市民生活の安心確保につなげる